

水稻減収補償についてのお知らせ

北陸新幹線につきましては、日頃より格別のご配慮とご協力を賜りありがとうございます。
ございます。

さて、新幹線高架橋により日陰となった水田等の減収につきまして、地元の皆様にご迷惑をおかけしておりましたが、このたび調査結果がまとまりましたので、その減収に対する補償を始めさせていただくことにいたしました。

1. 補償の対象となる農地

補償の対象となる農地は、以下の条件に当てはまる農地となります。

- (1) 新幹線高架橋の建設工事完了の日以前から水稻等が栽培されており、新幹線の高架橋等による日陰により減収となる農地であること。
- (2) 上記農地において、生産調整などにより水稻の作付けが現に行われていないものであっても、今後、水田として作付けが見込まれる農地であること。

2. 補償の対象となる方

- (1) 補償対象となられる方は、原則として上記対象農地の所有者となります。
- (2) 鉄道・運輸機構で水田の日陰時間の調査を行い、該当する農地の所有者にお知らせしております。

3. 補償の方法

補償は、日陰に伴う収量減収分について、用地対策連絡協議会の「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる農作物に対する損害等に係る事務処理指針(案)」に基づき市街化区域（都市計画法：昭和43年法律第100号）の農地については10年分、その他の地域については30年分を年利1.5%の複利年金原価方式により、金銭をもって一括してお支払いします。

4. 手続きについて

補償をさせていただく際の手続きについては、以下のようになります。

なお、手続きについては、機構が業務を委託した「㈱ランド・コンサルタント」が担当します。

(1) 補償に対する申し出及び説明

対象となる農地について、あらかじめ現地及び登記所等で調査の上、対象と
なられる方へ担当者がお伺いし、日陰となる補償対象面積及び補償内容につ
いて、説明をさせていただきます。
また、補償の対象となられた方には申出書ほか書類一式を提出していただき
ます。

(2) 補償金の請求

補償内容について了解がいただけましたら、補償に関する承諾書及び請求
書を提出していただきます。
なお、事務手続き上、請求書には印鑑証明書が必要となりますので、ご用
意をお願いいたします。

(3) 補償金のお支払い

承諾書及び請求書を受領後、ご指定の銀行（ゆうちょ銀行含む）・信金・農
協の口座に補償額を機構から振り込ませていただきます。

5. 問合せについて

手続き等不明な点がございましたら、下記へお問合せをお願いします。

お問合わせ窓口

(補償コンサルタント 委託会社)

株式会社 ランド・コンサルタント
富山事務所
〒939-8075
富山県富山市今泉 312-1
ビデソカ-プ 富山 318号
電 話 076-491-0150
担当：久保山、香村

事業者

(独) 鉄道・運輸機構

大阪支社 環境対策課
〒532-0003
大阪市淀川区宮原三丁目5番36号
(新大阪トラストタワー)
電 話 06-4300-5868

今後の農作物補償の進め方について

- | | | |
|---|--------------|--------------------------|
| ① | 補償基準の制定 | ○ 機構において補償基準を制定 |
| ② | 県・沿線市町へ説明 | ○ 農作物補償の概要について説明 |
| ③ | 補償対象者へ説明(通知) | ○ 補償対象者へ個別訪問、補償概要等について説明 |
| ④ | 申出の受理 | ○ 補償対象者(農地所有者)から減収の申出 |
| ⑤ | 補償協議 | ○ 補償対象面積・補償額等について協議 |
| ⑥ | 契約締結
(支払) | ○ 承諾書・請求書の受理、支払 |

スケジュール(石川県内)

作業項目	H26年度		H27年度				H28年度				備 考 欄	
	Ⅲ	Ⅳ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ		
県・市町へ説明												
補償対象者へ説明 申出の受理												H27年度中に全補償対象者へ説明予定
補償協議												H28年度中に補償協議完了予定
契約締結 (支払)												